

円満想続の3K「感謝・絆・供養」

月刊ニュースレター

想 続

Vol. 17 (2012年2月号)

発行：一般社団法人 日本想続協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 4-1-1 SHIMA 赤坂ビル 5F

TEL 03-6454-1567 FAX 020-4664-9664

E-mail [info@n-sk.org](mailto:info@n-sk.org) (担当：内田)

☆定期購読(無料)をご希望の方は上記へどうぞ!

## 社会保障と税の一体改革で相続税も大增税に!?

こんにちは。税理士の内田麻由子です。梅のつぼみが春の訪れを静かに待っています。さて、社会保障と税の一体改革では、消費税の増税ばかりがクローズアップされていますが、相続税・贈与税の重要な改正案も含まれているのをご存知でしょうか。今回は、社会保障と税の一体改革の大綱より、相続税の改正案についてお伝えしますね。

相続税については、最高税率のUPと基礎控除の4割縮小です。現行の基礎控除は、みなさまご存知のとおり「5000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数」ですね。これが改正案では「3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数」となっています。例えば、相続人が子供3人の場合、基礎控除は現行では8000万円ですが、改正案では4800万円になってしまいます。では相続税はどのくらい増えるのでしょうか。相続人が子供3人の場合、遺産1億円では相続税は200万円から630万円に、遺産2億円では1800万円から2460万円にもなります。かなりの増税ですね。首都圏に一戸建ての自宅と預貯金が数千万円あれば相続税がかかる可能性が高いといえます。特に、配偶者がすでに亡くなっている場合には「配偶者の税額軽減」がありませんので、思ったよりも高額な相続税がかかるケースもあります。また、すでに改正された「小規模宅地の評価減の特例」では、親と同居していない子が親の自宅を相続した場合には、原則として評価減の特例は使えません。

将来の「相続大增税」に備えて、まずは相続税がどのくらいかかるのか、生命保険金や相続した預貯金で払えるのかを、しっかり把握しておきたいですね。

■ 相続税・贈与税の速算表（改正案は「社会保障・税一体改革大綱」より作成）

【相続税】

<現行>

法定相続分に 各人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円
3億円超	50%	4700万円

<改正案>

法定相続分に 各人の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1700万円
3億円以下	45%	2700万円
6億円以下	50%	4200万円
6億円超	55%	7200万円

【贈与税】

<現行>

基礎控除(110万円) 後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1000万円超	50%	225万円

<改正案>

■20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合

基礎控除(110万円) 後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
400万円以下	15%	10万円
600万円以下	20%	30万円
1000万円以下	30%	90万円
1500万円以下	40%	190万円
3000万円以下	45%	265万円
4500万円以下	50%	415万円
4500万円超	55%	640万円

■上記以外の場合

基礎控除(110万円) 後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1000万円以下	40%	125万円
1500万円以下	45%	175万円
3000万円以下	50%	250万円
3000万円超	55%	400万円

※上記改正案は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈、贈与について適用（法案が成立した場合）

※国会審議の動向によっては改正内容・改正時期が上記と異なる場合もありますのでご注意ください。